

四半期報告書

(第10期第3四半期)

エン・ジャパン株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	7
第4 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
2 【株価の推移】	16
3 【役員の状況】	16
第5 【経理の状況】	17
1 【四半期財務諸表】	18
2 【その他】	26
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	27

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年11月13日

【四半期会計期間】 第10期第3四半期(自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)

【会社名】 エン・ジャパン株式会社

【英訳名】 en-japan inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鈴木孝二

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

【電話番号】 03(3342)4506

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 山崎晋一

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

【電話番号】 03(3342)4506

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 山崎晋一

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 第3四半期累計期間	第10期 第3四半期会計期間	第9期
会計期間	自 平成21年1月1日 至 平成21年9月30日	自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日	自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日
売上高 (千円)	7,510,846	2,260,747	21,329,443
経常利益 (千円)	430,666	232,965	5,906,282
四半期(当期)純利益 又は四半期純損失(△) (千円)	△ 9,809	77,381	3,090,851
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	—	968,495	965,246
発行済株式総数 (株)	—	245,624	245,338
純資産額 (千円)	—	12,499,031	13,812,725
総資産額 (千円)	—	13,725,282	16,769,578
1株当たり純資産額 (円)	—	53,615.38	57,954.36
1株当たり四半期(当期)純利益 又は四半期純損失(△) (円)	△ 41.91	331.93	12,977.66
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	—	331.30	12,877.26
1株当たり配当額 (円)	—	—	4,100
自己資本比率 (%)	—	91.1	82.4
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△ 1,247,875	—	2,936,805
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	401,354	—	△ 788,544
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△ 1,449,124	—	△ 2,483,066
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	—	5,361,557	7,657,204
従業員数 (名)	—	643	1,094

(注) 1 売上高には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」)は含まれておりません。

2 第10期第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

3 当社は、四半期連結(連結)財務諸表を作成しておりませんので、連結経営指標等については記載しておりません。

4 当社は、関係会社株式を平成21年8月31日付で新たに取得しておりますが、みなし取得日が当事業年度末のため、持分法を適用した場合の投資利益については記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社及び当社の関係会社において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数(名)	643
---------	-----

(注) 1 従業員は就業人員であり、臨時従業員は含んでおりません。

2 従業員数は、使用人兼務取締役3名を含んでおり、当社から他社への出向社員1名を除いております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社の主たる業務は、ネット求人広告掲載料の売上であるため、生産に該当する事項がありません。よって生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注実績

当第3四半期会計期間における受注実績をサイト別に示すと、次のとおりであります。

区分	当第3四半期会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	
	受注高 (千円)	受注残高 (千円)
中途採用関連事業		
[en]社会人の転職情報	966,797	227,022
[en]転職コンサルタント	395,450	482,810
[en]派遣のお仕事情報	411,745	571,428
[en]本気のアルバイト	168,571	66,436
その他	18,832	1,510
新卒採用関連事業		
[en]学生の就職情報	682,064	667,188
その他	12,883	3,292
教育・評価関連事業	45,509	52,966
合計	2,701,854	2,072,653

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 中途採用関連事業、新卒採用関連事業における「その他」とは、適性テスト等であります。

(3) 販売実績

当第3四半期会計期間における販売実績をサイト別に示すと、次のとおりであります。

区分	当第3四半期会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
	金額 (千円)
中途採用関連事業	
[en]社会人の転職情報	1,040,579
[en]転職コンサルタント	302,970
[en]派遣のお仕事情報	497,239
[en]本気のアルバイト	182,130
その他	17,994
新卒採用関連事業	
[en]学生の就職情報	178,888
その他	10,790
教育・評価関連事業	30,154
合計	2,260,747

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 中途採用関連事業、新卒採用関連事業における「その他」とは、適性テスト等であります。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期会計期間におけるわが国経済は、昨年秋以降の世界的な景気後退を背景に低迷を続けていましたが、景気対策等により一部持ち直しの兆しも見えるようになりました。しかしながら、本格的な景気回復には至っておらず、雇用情勢は依然として厳しい状態が続いていることから個人消費が落ち込み、国内の景気は先行き不透明な状況で推移いたしました。

このように、企業の採用ニーズが低調な厳しい事業環境のもと、当社の主力サイトである「[en] 社会人の転職情報」では、「企業の業績向上に寄与する『活躍人材』の採用」というテーマを掲げ、求人企業への提案・サポートを行ってまいりました。これにより、ネット求人広告市場における当社の売上高シェアは、昨年度よりも上昇いたしました。また、利益確保に向けて、徹底した生産性の向上及び経費削減に取り組んでまいりました。

その結果、当第3四半期会計期間の売上高は2,260百万円、営業利益253百万円、経常利益232百万円、四半期純利益は77百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期会計期間末における資産合計は、前事業年度末に比べ3,044百万円減少し、13,725百万円となりました。これは、現金及び預金の減少のほか、受取手形及び売掛金の減少が主な要因であります。

また、負債合計につきましては、前事業年度末に比べ1,730百万円減少し、1,226百万円となりました。これは、未払法人税等の減少が主な要因であります。

純資産につきましては、前事業年度末に比べ1,313百万円減少し、12,499百万円となりました。これは、配当による利益剰余金の減少のほか、自己株式の取得が主な要因であります。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期会計期間における営業活動の結果使用した資金は、税引前四半期純利益132百万円があったものの、法人税等の支払1,155百万円があったことなどにより、842百万円となりました。

当第3四半期累計期間における営業活動の結果使用した資金は、売上債権の減少による増加951百万円があったものの、法人税等の支払1,768百万円があったことなどにより、1,247百万円となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期会計期間における投資活動の結果使用した資金は、391百万円となりました。これは、関係会社株式の取得による支出254百万円と無形固定資産の取得による支出138百万円があったことが主な要因であります。

当第3四半期累計期間における投資活動の結果増加した資金は、401百万円となりました。これは、定期預金の払戻による収入1,000百万円と保険積立金の解約による収入525百万円があったことが主な要因であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期会計期間における財務活動の結果使用した資金は、1百万円となりました。これは、配当金の支払い1百万円があったことが主な要因であります。

当第3四半期累計期間における財務活動の結果使用した資金は、1,449百万円となりました。これは、自己株式の取得による支出484百万円と配当金の支払い970百万円があったことが主な要因であります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において、第2四半期会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第3四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	936,000
計	936,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	245,624	245,624	大阪証券取引所 (ニッポン・ニュー・ マーケット「ヘラク レス」市場)	単元株制度を採用し ていないため、単元 株式数はありません。
計	245,624	245,624	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成21年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

①旧商法第280条ノ19の規定に基づくストックオプションの内容は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成13年3月30日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	294
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 20,799
新株予約権の行使期間	平成15年4月1日～ 平成23年3月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,799 資本組入額 10,400
新株予約権の行使の条件	権利行使時において、当社の取締役又は従業員の地位にあること。ただし、会社都合により他社役員又は、従業員となった場合は権利行使を認める。対象者の相続人による新株引受権の行使は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 発行価額の調整

株式の分割及び時価を下回る価格で新株を発行(転換社債の転換、新株引受権証券による権利行使及び旧商法第280条ノ19に基づく新株引受権行使の場合を含まない)するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、権利付与日以降に当社が株式の分割又は併合を行う場合は、発行価額は分割又は併合の比率に応じ比例して調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

2 発行株数の調整

平成14年3月28日開催の第2回定時株主総会において、株式数の調整条項追加について特別決議されております。

権利付与日以降に当社が株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる端株未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が新株引受権を行使していない新株引受権の目的たる株式の数について行われるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3 平成14年2月20日付で1株につき3株に株式分割を実施しております。

4 平成15年8月20日付で1株につき2株、平成15年10月20日付で1株につき3株に株式分割を実施しております。

5 平成16年6月1日付けで事業を承継した株式会社日本ブレーンセンターに対し、時価以下の新株を発行したことに伴い、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の項目を調整しております。

6 平成16年9月17日付で1株につき2株に株式分割を実施しております。

株主総会の特別決議日(平成14年3月28日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	146
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 66,555
新株予約権の行使期間	平成16年4月1日～ 平成24年3月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 66,555 資本組入額 33,278
新株予約権の行使の条件	権利行使時において、当社の取締役又は従業員の地位にあること。ただし、会社都合により他社役員又は、従業員となった場合は権利行使を認める。 対象者の相続人による新株引受権の行使は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 発行価額の調整

株式の分割及び時価を下回る価格で新株を発行(転換社債の転換、新株引受権証券による権利行使及び旧商法第280条ノ19に基づく新株引受権行使の場合を含まない)するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、権利付与日以降に当社が株式の分割又は併合を行う場合は、発行価額は分割又は併合の比率に応じ比例して調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

2 発行株数の調整

権利付与日以降当社が株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる端株未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が新株引受権を行使していない新株引受権の目的たる株式の数について行われるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

3 平成15年8月20日付で1株につき2株、平成15年10月20日付で1株につき3株に株式分割を実施しております。

4 平成16年6月1日付けで事業を承継した株式会社日本ブレーンセンターに対し、時価以下の新株を発行したことに伴い、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の項目を調整しております。

5 平成16年9月17日付で1株につき2株に株式分割を実施しております。

②平成13年改正旧商法第280条ノ20及び平成13年改正旧商法第280条ノ21の規定に基づくストックオプションの内容は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成15年3月28日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	396
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	396
新株予約権の行使時の払込金額(円)	55,547
新株予約権の行使期間	平成17年4月1日～ 平成25年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 55,547 資本組入額 27,774
新株予約権の行使の条件	① 当社の監査役及び従業員は、権利行使時においても、当社の役員又は従業員であることを要する。ただし、当社都合により他社役員又は従業員となった場合には権利行使を認める。 ② 当社の取引先の役員は、権利行使時においても、当社の業績向上に寄与していると判断され、かつ当社取引先の役員又は従業員であることを要する。 ③ 対象者の相続人による権利行使は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 発行価額の調整

時価を下回る価格で新株を発行(新株予約権の行使、商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の商法に定める第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く)又は自己株式を処分する場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{新規発行又は処分前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、当社の合併、株式交換、会社分割等により、払込金額の調整を必要とする場合、取締役会が適切と判断する払込金額に変更されるものとする。

2 発行株数の調整

新株予約権を発行する日(以下「発行日」という)後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により目的たる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、発行日後、当社の合併、株式交換、会社分割等により、目的たる株式数の調整を必要とする場合、取締役会が適切と判断する株式数に変更されるものとする。

3 平成15年8月20日付で1株につき2株、平成15年10月20日付で1株につき3株に株式分割を実施しております。

4 平成16年6月1日付けで事業を承継した株式会社日本ブレーンセンターに対し、時価以下の新株を発行したことに伴い、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の項目を調整しております。

5 平成16年9月17日付で1株につき2株に株式分割を実施しております。

株主総会の特別決議日(平成16年3月30日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	3,394
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,394
新株予約権の行使時の払込金額(円)	193,173
新株予約権の行使期間	平成18年4月3日～ 平成26年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 193,173 資本組入額 96,587
新株予約権の行使の条件	① 当社の取締役及び従業員は、新株予約権の権利行使時においても、当社の役員又は従業員であることを要する。ただし、当社都合により他社役員又は従業員となった場合には権利行使を認める。 ② 当社の取引先の役員及び取引先事業主は、新株予約権の権利行使時においても、当社の業績向上に寄与していると判断され、かつ当社取引先の役員又は従業員であることを要する。ただし、当社の役員又は従業員となった場合には権利行使を認める。 ③ 対象者の相続人による権利行使は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 発行価額の調整

時価を下回る価格で新株を発行(新株予約権の行使、商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の商法に定める第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く)又は自己株式を処分する場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{新規発行又は処分前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

2 発行株数の調整

新株予約権を発行する日(以下「発行日」という)後、当社が株式分割を行う場合はその割当基準日の翌日に、株式併合を行う場合はその効力発生日に、次の算式により目的たる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、発行日後、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 平成16年6月1日付けで事業を承継した株式会社日本ブレーンセンターに対し、時価以下の新株を発行したことに伴い、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の項目を調整しております。
- 平成16年9月17日付で1株につき2株に株式分割を実施しております。

株主総会の特別決議日(平成17年3月29日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	111
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	111
新株予約権の行使時の払込金額(円)	385,000
新株予約権の行使期間	平成19年4月2日～ 平成27年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 385,000 資本組入額 192,500
新株予約権の行使の条件	① 当社の従業員は、新株予約権の権利行使時においても、当社の役員又は従業員であることを要する。ただし、当社都合により他社役員又は従業員となった場合には権利行使を認める。 ② 対象者の相続人による権利行使は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 発行価額の調整

時価を下回る価格で新株を発行(新株予約権の行使、商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の商法に定める第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く)又は自己株式を処分する場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{新規発行又は処分前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分株式数}}$$

2 発行株数の調整

新株予約権を発行する日(以下「発行日」という)後、当社が株式分割を行う場合はその割当基準日の翌日に、株式併合を行う場合はその効力発生日に、次の算式により目的たる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、発行日後、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

株主総会の特別決議日(平成18年3月29日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	168
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	168
新株予約権の行使時の払込金額(円)	653,000
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日～ 平成28年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 653,000 資本組入額 326,500
新株予約権の行使の条件	① 当社の従業員は、新株予約権の権利行使時においても、当社の役員又は従業員であることを要する。ただし、当社都合により他社役員又は従業員となった場合には権利行使を認める。 ② 対象者の相続人による権利行使は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 発行価額の調整

時価を下回る価格で新株を発行(新株予約権の行使、商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の商法に定める第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く)又は自己株式を処分する場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{新規発行又は処分前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分株式数}}$$

2 発行株数の調整

新株予約権を発行する日(以下「発行日」という)後、当社が株式分割を行う場合はその割当基準日の翌日に、株式併合を行う場合はその効力発生日に、次の算式により目的たる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、発行日後、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

- (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年7月1日～ 平成21年9月30日	—	245,624	—	968,495	—	1,435,060

- (5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、越智通勝氏及びその共同保有者から平成21年9月10日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成21年9月3日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対す る所有株式数の割合 (%)
越智 通勝	東京都港区	41,141	16.75
越智 明海	東京都港区	2,160	0.88
有限会社エムオー総研	東京都渋谷区千駄ヶ谷1-25-9-203	20,800	8.47
有限会社えん企画	東京都渋谷区千駄ヶ谷1-25-9-203	23,800	9.69
株式会社日本プレーンセンター	東京都渋谷区千駄ヶ谷1-25-9-203	23,800	9.69
越智 幸三	東京都港区	10,555	4.30
越智 明之	東京都港区	10,055	4.09

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 12,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 233,124	233,124	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	245,624	—	—
総株主の議決権	—	233,124	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が15株(議決権15個)含まれております。

② 【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) エン・ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿6-5-1	12,500	—	12,500	5.09
計	—	12,500	—	12,500	5.09

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	96,700	98,500	72,200	78,800	92,000	150,000	144,800	130,000	124,800
最低(円)	58,800	68,700	60,000	64,800	74,500	86,200	109,000	104,500	108,800

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所ヘラクレス市場におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年内閣府令第50号）附則第6条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び当第3四半期累計期間（平成21年1月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条2項により、当社では、子会社の資産、売上高からみて、当企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

①資産基準	1.12%
②売上高基準	2.69%
③利益基準	— %
④利益剰余金基準	△0.54%

※会社間項目の消去後の数値により算出しております。

1 【四半期財務諸表】
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,361,557	8,657,204
受取手形及び売掛金	1,080,181	2,031,334
貯蔵品	9,513	11,133
その他	1,690,844	586,055
貸倒引当金	△60,108	△48,520
流動資産合計	8,081,988	11,237,207
固定資産		
有形固定資産	※1 575,287	※1 755,859
無形固定資産	1,120,189	1,089,581
投資その他の資産		
その他	3,992,743	3,725,694
貸倒引当金	△44,925	△38,765
投資その他の資産合計	3,947,818	3,686,929
固定資産合計	5,643,294	5,532,371
資産合計	13,725,282	16,769,578
負債の部		
流動負債		
買掛金	35,875	131,022
未払法人税等	—	663,740
賞与引当金	157,778	234,892
その他	1,032,597	1,927,198
流動負債合計	1,226,251	2,956,853
負債合計	1,226,251	2,956,853
純資産の部		
株主資本		
資本金	968,495	965,246
資本剰余金	1,435,060	1,431,811
利益剰余金	11,986,495	12,973,491
自己株式	△2,038,386	△1,553,757
株主資本合計	12,351,664	13,816,792
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	147,366	△4,066
評価・換算差額等合計	147,366	△4,066
純資産合計	12,499,031	13,812,725
負債純資産合計	13,725,282	16,769,578

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)
売上高	7,510,846
売上原価	1,378,593
売上総利益	6,132,253
販売費及び一般管理費	
給料及び手当	1,978,427
広告宣伝費	1,551,788
その他	2,142,722
販売費及び一般管理費合計	5,672,938
営業利益	459,314
営業外収益	
受取利息	19,764
受取配当金	18,500
その他	13,795
営業外収益合計	52,060
営業外費用	
投資事業組合運用損	57,942
リース解約損	17,678
その他	5,088
営業外費用合計	80,708
経常利益	430,666
特別利益	
保険解約返戻金	84,807
特別利益合計	84,807
特別損失	
固定資産売却損	578
固定資産除却損	110,328
事務所移転費用	86,593
関係会社株式評価損	29,999
投資有価証券評価損	24,263
特別退職金	236,184
特別損失合計	487,948
税引前四半期純利益	27,525
法人税、住民税及び事業税	2,814
法人税等調整額	34,520
法人税等合計	37,335
四半期純損失(△)	△9,809

【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	
売上高	2,260,747
売上原価	415,580
売上総利益	1,845,167
販売費及び一般管理費	
給料及び手当	531,826
広告宣伝費	401,169
その他	658,932
販売費及び一般管理費合計	1,591,928
営業利益	253,239
営業外収益	
受取利息	4,901
その他	1,901
営業外収益合計	6,802
営業外費用	
投資事業組合運用損	16,087
リース解約損	8,285
その他	2,702
営業外費用合計	27,076
経常利益	232,965
特別損失	
固定資産売却損	16
固定資産除却損	26,036
事務所移転費用	74,876
特別損失合計	100,930
税引前四半期純利益	132,035
法人税、住民税及び事業税	794
法人税等調整額	53,859
法人税等合計	54,653
四半期純利益	77,381

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	27,525
減価償却費	629,264
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	17,747
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△77,113
受取利息及び受取配当金	△38,264
投資事業組合運用損益 (△は益)	57,942
投資有価証券評価損益 (△は益)	24,263
関係会社株式評価損	29,999
固定資産売却損益 (△は益)	578
固定資産除却損	110,328
特別退職金	236,184
保険返戻金	△84,807
売上債権の増減額 (△は増加)	951,152
仕入債務の増減額 (△は減少)	△95,147
未払金の増減額 (△は減少)	△508,468
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	133,925
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	△726,723
その他の固定資産の増減額 (△は増加)	32,322
小計	720,710
利息及び配当金の受取額	35,862
法人税等の支払額	△1,768,264
特別退職金の支払額	△236,184
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,247,875
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の払戻による収入	1,000,000
有形固定資産の取得による支出	△64,063
無形固定資産の取得による支出	△417,508
投資有価証券の取得による支出	△387,500
関係会社株式の取得による支出	△254,778
保険積立金の積立による支出	△1,391
保険積立金の解約による収入	525,198
その他の支出	△16,858
その他の収入	18,256
投資活動によるキャッシュ・フロー	401,354
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	6,497
自己株式の取得による支出	△484,629
配当金の支払額	△970,992
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,449,124
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△2,295,647
現金及び現金同等物の期首残高	7,657,204
現金及び現金同等物の四半期末残高	5,361,557

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第3四半期会計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項はありません。

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年9月30日)	
1	会計処理基準に関する事項の変更 「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用 第1四半期会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、貯蔵品の評価基準については、最終仕入原価法による原価法から、最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)に変更しております。 これによる四半期財務諸表への影響はありません。

【簡便な会計処理】

当第3四半期累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年9月30日)	
1	一般債権の貸倒見積高の算定方法 当第3四半期会計期間末の貸倒実績率等が前事業年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前事業年度末の貸倒実績率等の合理的な基準を使用して一般債権の貸倒見積高を算定しております。
2	固定資産の減価償却費の算定方法 定率法を採用している資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
3	法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前事業年度末以降に、経営環境等かつ一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合には、前事業年度末において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっており、前事業年度末以降に、経営環境等または一時差異等の発生状況に著しい変化が認められる場合には、前事業年度末において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法によっております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成20年12月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 1,058,778千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 1,020,969千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年9月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に記載されている科目の金額との関係(平成21年9月30日現在)
現金及び預金勘定 5,361,557千円
現金及び現金同等物 5,361,557千円

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成21年9月30日)及び当第3四半期累計期間(自平成21年1月1日至平成21年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期会計期間末
普通株式(株)	245,624

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期会計期間末
普通株式(株)	12,500

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年3月27日 定時株主総会	普通株式	977,185	4,100	平成20年12月31日	平成21年3月30日	利益剰余金

5 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前事業年度末と比較して著しい変動がありません。

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期会計期間末におけるリース取引は前事業年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

当社の所有する有価証券は、会社の事業の運営において重要なものではありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成20年12月31日)
53,615円38銭	57,954円36銭

2 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益
第3四半期累計期間

当第3四半期累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純損失(△) △41円91銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第3四半期累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)
四半期損益計算書上の四半期純損失(△) (千円)	△9,809
普通株式に係る四半期純損失(△) (千円)	△9,809
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式の期中平均株式数 (株)	234,065
四半期純利益調整額 (千円)	—
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた普通株式増加数 (株)	
新株引受権	—
新株予約権	—
普通株式増加数 (株)	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	—

第3四半期会計期間

当第3四半期会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	
1株当たり四半期純利益	331円93銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	331円30銭

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第3四半期会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
四半期損益計算書上の四半期純利益 (千円)	77,381
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	77,381
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式の期中平均株式数 (株)	233,124
四半期純利益調整額 (千円)	—
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた普通株式増加数 (株)	
新株引受権	275
新株予約権	168
普通株式増加数 (株)	443
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月12日

エン・ジャパン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 櫓 孝 次 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 須 藤 修 司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているエン・ジャパン株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第10期事業年度の第3四半期会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び第3四半期累計期間(平成21年1月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、エン・ジャパン株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月13日
【会社名】	エン・ジャパン株式会社
【英訳名】	en-japan inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 鈴木 孝二
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 鈴木孝二は、当社の第10期第3四半期(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

